

学童クラブ利用案内

コンビプラザ中野南台キッズクラブ

利用者募集要項

令和8年度利用申請用

○ 当募集要項をよくご確認ください。

目次

I_学童クラブとは.....	1
II_保育料等について.....	3
III_利用要件、指数等について.....	4
IV_利用申請の流れについて.....	11
V_申請書類について.....	16
VI_学童クラブ利用開始後について.....	20
VII_学童クラブQ&A.....	21
令和8年度 区立（公設民営）学童クラブ.....	22
令和8年度 民間（民設民営）学童クラブ.....	23

一括受付期間（4月中に利用開始を希望する方が対象）

	受付期間	受付場所及び受付時間
第1期申請受付	令和7年11月14日(金)から 令和7年12月19日(金)まで	○コンビプラザ中野南台キッズクラブ (日、祝日を除く) 【月～金】10時～18時 【土】9時～16時
第1期審査結果通知	令和8年1月26日(月)	
第2期申請受付 (定員に空きがある 学童クラブのみ)	令和8年1月31日(土)から 令和8年2月10日(月)まで	
第2期審査結果通知	令和8年2月下旬から3月上旬	

問い合わせ先：コンビプラザ中野南台キッズクラブ

電話03-5342-1730

I

学童クラブとは

1 学童クラブの概要

学童クラブは、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業として、保護者の就労等の理由により放課後に適切な保護を受けられない児童を対象とした、放課後の遊びや生活の場です。学童クラブでの生活は放課後から始まります。その点が保育園や幼稚園での生活と大きく異なるところです。また、保護者の就労時間等だけでなく、学年や生活状況によっても利用時間や必要度が違います。学童クラブでは、遊びや活動などを通じて自主性、社会性などを培い、子どもたち一人ひとりが放課後に自立した生活を送る力を身に付けることを目指し、家庭と協力して支援を行います。

2 利用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

利用は1年毎の申請（年度単位の利用）となります。現在利用している方も、引き続き翌年度の利用を希望する場合は改めて申請する必要があります。受け入れ人数に空きがある場合は、年度途中からの入所も可能です。

3 学童クラブ開設日、お休み

(1) 開設日時

区分	時間
月曜日～金曜日	放課後～20時
土曜日、学校休業日	8時～20時

※ 学校休業日は夏休み等の長期休業日、行事振替日等

※ 18時～20時に帰る場合は、保護者）の方のお迎えが必要です。

(2) 学童クラブがお休みとなる日

日曜日、祝日、12月29日～1月3日、その他施設長が必要と認めた日

4 定員

令和8年度の学童クラブの定員は22、23ページの学童クラブ一覧をご覧ください。

5 学童クラブへの行き帰りについて

- 学童クラブは、お子さんによる通所を原則としていますが、利用時間が18時を過ぎる場合は、保護者または保護者の方の代理人の方のお迎えが必要です。
- 学校から自宅や塾、習い事等に行ってから学童クラブを利用することはできません。
- 障害等のため行き帰りに介助が必要な場合は、保護者の方の責任で介助者を付ける必要があります。なお、区では障害等があるお子さんに対し、自宅、学校、学童クラブ相互間への移動介助を支援する通学等支援事業（移動支援）を実施しています。ご案内のチラシが学童クラブにありますので、必要な場合は学童クラブにお申し出ください。事業の内容については、中野区障害福祉課障害者支援係（03-3228-8706）にお問い合わせください。

6 おやつ、食物アレルギー等について

学童クラブでは、利用時間内におやつ等の提供をします。食物アレルギーのあるお子さんについては、申請の際、専門医の診断を受けた内容を利用申請書に記入してください。利用決定後に個別に状況をお聞きします。利用開始前に学校に提出した「学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）」の写しを提出していただきます。食物アレルギーのあるお子さんについては、おやつや補食を提供出来ない場合がありますのでご相談ください。

7 お弁当について

学校休業日や土曜日など学校給食がない日は、お弁当が必要になりますのでご用意ください。

8 外出について

学童クラブでは出席後の外出を認めていません。通院や、塾、習い事等に通う場合は退室になり、再び学童クラブを利用することはできません。

9 民間（民設民営）学童クラブについて

民設民営の学童クラブは、中野区の補助を受けて運営を行っています。学童クラブの利用対象は、区立学童クラブと同様で保護者の就労等の理由により放課後に適切な保護を受けられない児童です。

開設日	区立学童クラブと同じ
開設時間	放課後～20時、学校休業日は8時～20時
保育料	月額5,600円（児童一人につき） 補食代 児童1人につき1回500円 保育料、保育料減額免除基準は後述の区立学童クラブと同じ

Ⅱ

保育料等について

1 保育料

月額5,600円（児童一人につき）

補食代 児童1人につき1回500円

2 納付方法

保育料のお支払いは、原則口座振替となります。「学童クラブ利用承認通知書」と一緒に口座振替の案内をお送りしますので、口座振替の手続きを行ってください。

3 減額、免除（減免）について

	対象	内容
1	学童クラブ利用児童が複数いる世帯※ ₁	2人目以降 保育料月額2,800円
2	生活保護受給世帯 令和7年度住民税非課税世帯※ ₂ 令和7年度就学援助受給世帯※ ₃	保育料免除
3	「学童クラブ利用休止届」を提出し、1日も利用しなかった月	保育料免除
4	アレルギーなどにより、学童クラブが用意するおやつを食べることができない児童	保育料月額4,000円
5	上記1かつ4に該当する児童	保育料月額2,000円

※1 減額の対象となる学童クラブは、区内・外、公設・民設を問わず、放課後児童健全育成事業に規定されている放課後児童クラブ（中野区では学童クラブ）です。

※2 「住民税非課税世帯」で、令和7年1月1日から引き続き中野区に居住されている世帯については「非課税証明書」の提出の必要はありませんが、住民税の申告が必要な方は必ず期日までにお済ませください。税の申告については区役所税務課または税務署にお尋ねください。

※3 「就学援助」とは小、中学校に通うお子さんがいる家庭に対して、家庭の事情に応じて学用品費や給食費等の援助を行う制度です。4月に学校から申請書が配布され、6月下旬に就学援助の可否が決定されます。就学援助の手続きについては、中野区立の各小学校から「就学援助のお知らせ」が配布されますので、そちらをご参照ください。また、新1年生で、新入学学用品費の就学援助の支給が3月31日までに決定している場合は、4月から6月分の保育料が免除となります。

4 保育料の決定

学童クラブの利用が決定した児童を対象に、区が所有する情報に基づき保育料を決定します。4月から6月は前年度の情報により決定します。保育料は4月中旬に決定し保護者へ通知します。6月の住民税及び就学援助確定時期に保育料の見直しを行い、変更が生じる場合は改めて通知します。

5 同意書について（利用決定後に提出）

保育料の決定にあたっては、区が課税状況等を確認させていただき、減免を含めた決定を行います。課税状況を確認するにあたり保護者の方の同意が必要となります。保育料減免の希望の有無にかかわらず、全員の方の提出が必要です。同意書の確認がない場合は減免の対象となりません。

6 令和7年1月2日以降に中野区に転入された世帯の方

令和8年4月から6月の保育料決定のために、世帯全員が住民税非課税もしくは就学援助を受給している場合は以下の書類をご提出ください。両方に該当する世帯はどちらか一方をご提出ください。

（1）住民税非課税世帯

前住所地発行の「令和7年度（令和6年分）住民税課税証明書（非課税証明書）」世帯全員分

（2）就学援助受給世帯

前住所地の教育委員会からの決定通知等

※令和7年度に中野区立（公設民営）学童クラブを利用している場合は提出の必要はありません。

※令和7年7月以降の保育料については別途ご案内します。

Ⅲ 利用要件、指数等について

1 利用要件

- 学童クラブを利用できる要件は、後述の「2 利用できる児童」と「3 保護者の状況及び基準指数」のいずれにも該当し、放課後1時間30分以上（1、2年生は16時以降、3年生は16時45分以降）適切な保護を必要とする日が週3日以上（4週で12日以上）あることを常態（概ね1か月間は同じ状態）とする場合です。夏休み等の長期休業日のみの利用の場合は、朝8時以降4時間以上保護に欠ける場合とします。
- 1、2年生は16時～16時30分、3年生は16時45分～17時15分に早退する場合は、1日の早退につき調整指数で－1となります。【7ページ参照】
- 保護を必要とする日に定期的な習い事や塾等があり、常態として学童クラブを欠席する場合は

「保護を必要とする日数」を－１日として換算します。

- １、２年生は１６時前、３年生は１６時４５分前に早退する場合は「欠席」と同じ取扱いとし、「保護を必要とする日数」には当てはまりません。
- 上記のように欠席の日があり、保護を必要とする日の利用日数が週３日未満（４週で１２日未満）の状況が１か月以上続く場合は、学童クラブの利用要件を満たさないこととなるため、その月の末日をもって利用辞退となります。
- 欠席、早退等とは、学童クラブ以外に居場所がある事業に参加する場合です。学校の課外授業や行事、急な病気や怪我、それに伴う通院等の健康上の理由、家庭事情による急用等は除きます。
- 学童クラブ保育料を３か月分以上滞納している場合は利用辞退となります。申請時に３か月以上滞納している場合も利用要件に該当しないため申請できません。

区分		放課後の起点とする時間	１時間３０分以上保護を必要とする時間	早退とする時間
月曜～金曜	１、２年生	１４時３０分	１６時以降	１６時３０分より前
	３年生以上	１５時１５分	１６時４５分以降	１７時１５分より前

２ 利用できる児童

学童クラブを利用できる児童は、以下に掲げる要件をすべて満たす児童です。

（１）住所

中野区内に住所を有する児童（中野区に住民票があり実際に居住していること。ただし、学童クラブを利用している年度の途中で区外へ転居した場合は、その年度に限り利用を継続できます。）

（２）学年

小学校１年生から６年生。ただし、４年生から６年生は、特別な支援を必要とする児童※

※特別な支援を必要とする児童とは、身体障害者手帳、愛の手帳等の認定を受けている、あるいは発達について病院で診断を受け、施設等に通所や相談をしていることと併せて、自己管理が難しく放課後自立した生活が困難と判断されるお子さんです。

※インターナショナルスクールに通学している児童は学年の考え方が異なる場合があります。詳しくは学童クラブ事業係（０３－３２２８－８８８４）までお問い合わせください。

３ 放課後等デイサービスの利用について

放課後等デイサービスとは児童福祉法に基づき療育や訓練等が必要な児童に対して、日常生活の基本動作の指導、知識や技能の提供等の支援を学校の授業終了後や学校休業日に行うものです。

日常的に支援や保護を必要とする児童が生活能力向上のため、放課後等デイサービスと学童クラブを併用する場合は、療育等を継続的に受けられるよう配慮し、適切な保護を必要とする日のうち「週２日以上、４週で８日以上」を利用の要件とします。その際は「受給者証（写し）」を提出してください。

放課後等デイサービスと学童クラブの併用は可能ですが、放課後等デイサービスを利用してから学童クラブを利用することはできません。

3 保護者の状況及び基準指数

各 保 護 者 の 状 況			指数
類 型		細 目	
就 労 (月曜日から土曜日の就労状況)	勤務終了後直ちに帰宅した時間（居宅内就労は勤務終了時間）が１８時以降である日が週３日以上あることを常態とする場合		２０
	勤務終了後直ちに帰宅した時間（居宅内就労は勤務終了時間）が１７時～１８時前である日が週３日以上あることを常態とする場合		１８
	勤務終了後直ちに帰宅した時間（居宅内就労は勤務終了時間）が１６時～１７時前である日が週３日以上あることを常態とする場合 ※利用要件から３年生の保護者は１６時４５分以降である必要がある。		１６
就学または就労のための技能習得		類型「就労」の日数、時間（居宅内の場合は、就学等が終了した時間）の細目を準用する。	就労に準ずる
疾 病	入院	１か月以上の長期入院の場合	２０
	自宅療養	医師から安静療養を指示されているなどの理由で日中の大半を病床で過ごし（常時病臥状態）、放課後児童の保護に当ることが相当の負担になる場合	１８
		上記以外で適切な保護を行えない場合（理由明記）	１２
障害 (身体障害者手帳４級以上、愛の手帳４度以上、精神障害者保健福祉手帳３級以上を交付されており、常態として児童の保護に当たれない状況にあること。具体的内容については、申出書を提出する。)		身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１・２・３度または精神障害者保健福祉手帳１・２級の場合	２０
		身体障害者手帳３級、愛の手帳４度または精神障害者保健福祉手帳３級の場合	１６
		身体障害者手帳４級の場合	１２
看護・介護等（親族等の看護・介護のため常態として児童の保護に当たれない状況にあること。)	居宅外	類型「就労」の日数、時間の細目を準用する。	就労に準ずる
	居宅内	類型「就労」の日数、時間の細目（看護・介護等の時間とする）を準用し、指数は「就労」の指数から４点減算する。	１２～１６
求職		放課後適切な保護ができない日が週３日以上あることを常態とする場合	１２
不存在			２０
両親の不存在等により親族等が養育している場合は養育者の状況等を上記に適用			
上記以外で保護が特例的に必要と認められる場合、上記のいずれかの適切な基準を適用			

○保護者のどちらか一方が休みの場合は、保護が必要な日には当たりません。

○保護者それぞれに指数を付けます。一人で2項目以上に該当する場合は、指数が高い項目を適用します。両親が不存在の場合は、養育者の就労状況等で判定します。

○就労等の時間には通勤時間も含みます。保護者の状況が「就労」「就学」「看護・介護」の場合において、自宅と職場等(事務所、学校、看護先等)との間の移動に要する時間であり、自宅と職場等との直行経路による時間です。保育園の送迎や買い物を含めることはできません。通勤時間は必要に応じて区で再計算する場合があります。

○夜間就労の場合は、帰宅後睡眠休息など就労に必要な時間をとるものと仮定して、就労等の終了時間(通勤時間を含む)から8時間を加えた時間を就労等の終了時間とみなします。

○就労中で産前産後休暇を取得している場合は利用要件に該当しますが、育児休業中は該当しません。

○求職による利用期間は1か月、年1回限りとします。

4 調整指数

条件		調整指数	備考	
保護を必要とする日数による調整	月曜から土曜の間に週6日の場合		+2	1、2年生は16時前、3年生は16時45分前に早退する場合は「欠席」と同じ取扱いとし、保護を必要とする日数に含めない。
	月曜から土曜の間に週5日の場合		0	
	月曜から土曜の間に週4日の場合		-2	
	月曜から土曜の間に週3日の場合		-4	
早退による調整	1、2年生は16時～16時30分前、3年生は17時15分前に早退する場合(1日の早退につき-1)		-1	
世帯の状況による調整	ひとり親家庭の場合	1、2年生	+4	単身赴任、離婚調停中、行方不明、配偶者の虐待による避難の場合を含む。
		3年生以上	+2	
	両親の不存在等により親族等が養育している場合		+4	
学年による調整	1年生		+2	特別支援児童※、医療的ケア児については、マイナス調整は行わない。
	2年生		-2	
	3年生		-4	
特別支援児童※	各学年共通		+2	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されているか、特別支援学級、特別支援学校へ通所している。
医療的ケア児	各学年共通		+2	V5(1)実施できる医療的ケア【18ページ参照】に該当する場合
学童クラブ保育料を2か月分以上滞納している場合 (兄弟姉妹に係る保育料を滞納している場合を含む)			-6	審査時の納付状況による。

※特別支援児童の加点は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている場合や特別支援学級、特別支援学校へ通所している場合です。障害等により特別な支援を要する児童については、利用申請書の「児童の状況」欄にご記入ください。必要に応じて、直接保護者にお話を伺うことや、保育園、幼稚園や通所施設（アポロ園、ゆめなりあ等）に状況を確認させていただきます。また、障害の状況によっては、施設、設備の状況により希望する学童クラブの利用について相談させていただく場合もあります。学童クラブの利用についてご不安がある場合は事前にご相談ください。学童クラブの対象である小学生のうち、4年生から6年生は、特別な支援を必要と認められる児童が利用することができます。

5 「保護の必要な日」と「利用日数」の考え方

○保護者の勤務等が重なっている日が「保護を必要とする日」となり、それが月～土曜日で3日以上あることが要件です。日曜日は数えません。

【例1】保護の必要な日が3日で利用対象となるが、調整指数は「－4」となる。

			月	火	水	木	金	土	日
保護者の 就労等	父	週5日勤務	休	勤務	勤務	休	勤務	勤務	勤務
	母	週5日勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	休	休
保護を必要とする日の判定			当たらない	○	○	当たらない	○	当たらない	

【例2】火曜日の母の就労等終了時間に睡眠休息等の8時間を加えた時間が15:15となり、保護を必要とする日に当たらないため、保護を必要とする日が2日となり利用対象となりません。

			月	火	水	木	金	土	日
保護者の 就労等	父	シフト勤務	18:00まで	17:15まで	16:15～	7:15まで	休	18:00まで	17:15まで
	母	シフト勤務	16:15～	7:15まで	休	17:15まで	17:15まで	17:15～	休
保護を必要とする日の判定			○	当たらない	当たらない	当たらない	当たらない	○	

○保護を必要とする日の利用日数が3日以上あることが要件で、定期的な習い事や塾等に行っている場合は差し引いて換算します。早退については4、5ページをご確認ください。

【例3】保護者の勤務等による保護を必要とする日が3日以上あるので利用対象となります。ただし、塾で欠席する日が1日あり「保護を必要とする日数による調整」の週3日に該当するため調整指数「－4」となります。

	月	火	水	木	金	土
保護を必要とする日	当たらない	○	○	○	○	当たらない
児童の状況		利用	利用	利用	塾で欠席	

【例4】保護を必要とする日が3日以上ありますが、16時15分の早退が1日あります。1、2年生の場合は早退による調整で「－1」、欠席2日で「保護を必要とする日数による調整」が週3で「－4」の合計「－5」となります。3年生の場合は、利用要件の16時45分より前に帰宅する月曜は欠席の取扱いとなります。そのため利用日数が2日となり、利用対象となりません。

	月	火	水	木	金	土
保護を必要とする日	○	○	○	○	○	当たらない
児童の状況	16時15分早退	利用	塾で欠席	利用	塾で欠席	

6 入会の審査、順位について

(1) 利用の決定

4 ページの「Ⅲ 利用要件、指数等について」の要件に該当するかどうかを審査し、利用を決定します。

(2) 定員を超えた場合の利用の決定方法

ア 第1期、第2期ともに申請受付期間内に申請があり、かつ利用要件に該当する児童が定員を超えた場合は、指数（基準指数と調整指数を合算したもの）の高い順に、定員まで利用承認を行います。指数が同点だった児童が複数いる場合は、児童の保護が必要な状態を総合的に勘案し、以下の表の判定方法により順位を決定します。定員数以降の順位の方は「利用待機※」となります。

イ 3月2日以降の申請の場合は、上記アで決定した最後の待機順位の次の順位となります。この場合は、申請順で待機順位が決まります。

※「利用待機」とは、申請者数が定員を超えたため、利用開始希望日から利用できず、利用可能になるまでお待ちいただく状況のことです。年度途中で利用辞退者が出るなど、定員に空きが生じたら、学童クラブ利用承認通知書（待機）「その他欄」に記載されている待機順位の上位者から順に利用開始可能のご案内をします。

【指数が同点の場合の利用児童の判定方法】

判定順	調整要件
1	特別支援児童、医療的ケア児
2	学年の低い児童
3	保護者の就労場所がすべて自宅外の児童
4	4週間あたりの利用時間数が多い児童
5	保護の必要な日のうち出席日数の多い児童
6	保護の必要な日のうち判定条件にあたる就労等の時間の4週間あたりの総時間数（保護者のうち時間の短い方）の多い児童
7	両親不存在、ひとり親世帯の児童
8	同居または同一敷地内の建物（隣接敷地内及び集合住宅を含む）に居住の祖父母または保護する人がいない児童
9	指数が同点の場合は、当施設が独自に定める加点方法を用いることとする



IV

利用申請の流れについて

1 利用申請手続きについて

- 利用申請は、年度ごとに必要です。新学年での継続利用を希望する場合も改めて申請手続きをしてください。
- 同時に区内の2つ以上の学童クラブに申請することはできません。
例：区立学童クラブと区立学童クラブ、区立学童クラブと民間（民設民営）学童クラブなど

2 一括申請受付期間、受付場所等

(1) 受付期間等

利用案内等配布	令和7年10月27日（月）から
第1期申請受付	令和7年11月14日（金）から令和7年12月19日（金）まで ※先着順ではありません
第2期申請受付	令和8年1月31日（土）から令和8年2月10日（火）まで※先着順ではありません 第2期は受け入れ人数に空きがある場合は受け付けます。
上記期間以外の受付	令和8年3月2日（月）から

(2) 受付場所、時間

受付場所	受付時間
コンビプラザ中野南台キッズクラブ （日曜日、祝日を除く）	【月～金】 10時～18時 【土】 9時～16時

(3) 留意点

- 一括申請受付期間は、4月中に利用開始を希望する方が対象です。育児休業中に申請する方は14ページを参照してください。
- 窓口及び電子申請ともに不足書類や書類の内容に不備がある場合は受け付けできません。余裕をもって受付期間までにご提出ください。窓口での提出時は書類の確認のためにお時間をいただきますのでご了承ください。
- 転入予定の方で書類を郵送する場合は、12月8日（月）まで（消印有効）に中野区役所子ども教育部育成活動推進課宛にお送りください。
- 民間（民設民営）学童クラブの利用申請の受付は各施設で行います。【22ページ参照】
- メール及びFAXで書類を受け付けることはできません。

3 申請の流れ

10月27日(月)から学童クラブ利用案内、利用申請書類をコンビプラザ中野南台キッズクラブで配布します。

10月27日(月)
学童クラブ利用案内配布



11月14日(金)～12月19日(金)
第1期申請受付期間



令和8年1月26日ごろ
利用可能となった場合、「承認通知書」を
郵送いたします

令和8年1月31日(土)～2月10日(火)
第2期申請受付期間

4 第1期申請【11月14日(金)から12月19日(金)まで】

(1) 申請

- 10月27日(月)から学童クラブ利用案内、利用申請書類を配布いたします。
- 申請にあたっては4ページ「Ⅲ 利用要件、指数等について」の利用要件をご確認ください。
- 保護者の状況によりご用意いただく書類が異なります。申請書類については15ページ「V 申請書類について」をご確認いただき、申請書類をすべて用意してからお申し込みください。申請は先着順ではありません。書類に不備がある場合は受け付けできません。
- 同時に区内の2つ以上の学童クラブに申請することはできません。
- 申請書類はコピーを取るなどして申請内容を控えておくことをお勧めします。

(2) 調査、確認

利用を希望する学童クラブや育成活動推進課から、保護者、保護者の方の職場へ電話確認や追加資料の提出をお願いする場合があります。

(3) 審査

4ページ「Ⅲ 利用要件、指数等について」に基づいて審査を行い、指数の高い順に各学童クラブの定員数まで利用を決定します。申請数が定員を超えている場合、利用決定順位以降の順位の方は利用待機となります。

(4) 審査結果通知(1月26日(月)頃)

審査結果を郵送で通知します。必ず開封して内容をご確認ください。

ア 4月1日から利用できる場合

「学童クラブ利用承認通知書」を郵送します。利用承認期間が記載されていますのでご確認ください。

イ 利用待機となった場合

「学童クラブ利用承認通知書(待機)」を郵送します。

5 第2期申請で初めて申請する方【1月31日(土)から2月10日(火)まで】

(1) 申請

- 第1期申請期間で申請をせずに、4月中に学童クラブの利用を希望する方は、1月31日(土)から2月10日(火)までの第2期申請期間で受け入れ人数に空きのある学童クラブのみ申請することができます。学童クラブの空き状況は1月30日(金)に中野区ホームページに掲載します。
- 第2期申請期間は先着順ではありませんが、第1期申請で待機となった方のうち、利用申請書に第2希望の学童クラブを記入した方、第2希望を変更しなかった方が優先となります。

○ 民間（民設民営）学童クラブも同時期に第2期申請受付を行います。詳細は各学童クラブに直接お問い合わせください。

(2) 調査、確認、審査

第1期申請時と同様です。

(3) 審査結果通知

2月下旬から3月上旬に審査結果を郵送で通知します。必ず開封して内容をご確認ください。

ア 4月1日から利用できる場合

「学童クラブ利用承認通知書」を郵送します。利用承認期間が記載されていますのでご確認ください。

イ 利用待機となった場合

「学童クラブ利用承認通知書（待機）」を郵送します。その他欄に待機順位が記載されていますのでご確認ください。学童クラブの利用が可能になった段階で学童クラブからご連絡します。

6 求職要件で利用を希望する方及び第1期、第2期申請受付期間に申込みをしなかった方

3月2日（月）から先着順で申請を受け付けます。すでに定員に達している場合、申請できますが「利用待機」となります。

7 転居や指定校の変更に伴う手続きについて

転居や指定校変更申立の結果などによって希望する学童クラブを変更する場合は、速やかに初めに申請した学童クラブにご相談ください。

8 5月1日以降の利用を希望する方

利用開始日の1か月前から先着順で申請を受け付けます。申請は出来ませんが「利用待機」となります。

9 育児休業中の利用及び申請について

育児休業取得中は、学童クラブは利用できません。年度途中で育児休業に入られた場合は利用辞退となります。育児休業中に申請する場合は、学童クラブの利用を開始する月の翌月1日までに育児休業中の職場に復帰することが条件となります。5月1日までに職場復帰する場合は第1期及び第2期申請受付期間に申請でき、利用が決定した場合は4月1日からの利用が可能です。就労証明書に、復職した場合の勤務日や時間、育児休業期間と復職予定日を明記してもらってください。復職後は速やかに（1か月を目安とします）、ご利用中の学童クラブに「復職証明書」を提出してください。提出されない場合は、利用辞退していただく場合があります。

10 中野区に転入予定の方

中野区に転入予定の方で、令和8年4月30日住民票を異動される場合は、第1期及び第2期申請受付期間も申請が可能です。16ページに記載の書類を揃えて提出してください。

1 申請に必要な書類

保護者の状況 申請に必要な書類※		就 労	就 労 (変 則)	就 労 (自 営 等)	就 学 等	疾 病	障 害	看 護 等	求 職
1	学童クラブ利用申請書	○	○	○	○	○	○	○	○
2	就労証明書	○	○	○					
3	勤務実績表等		○						
4	就労等実績申出書			○				○	
5	その他証明書			○				○	○
6	申出書※				○	○	○	○	○
7	在学証明書、カリキュラム等				○				
8	診断書（区様式）※					○			
9	障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し						○		

（１）児童１人につき１部ご提出ください。

（２）就労証明書

- 有効期限は原則３か月間となり勤務先に記入してもらいます。勤務実態について不明な点があるときは、勤務先に問い合わせる場合があります。記入にあたっては、記載要領をご確認ください。
- 採用内定の場合も内定先に就労証明書を記入してもらいます。利用開始後状況が変更となる場合には再度提出してもらう場合があります。
- ４月１日現在、産休中の場合は、母子手帳の出産予定日の書かれたページの写しを添付してください。
- 自営等の方はご自身で記入していただき、（４）（５）の書類をご準備ください。
- 単身赴任の方の分についても就労証明書は必要です。

（３）勤務実績表等

- 変則勤務、ローテーション勤務等の方は、直近３か月のシフト表、タイムカード（勤務実績表）のコピー（勤務時間のわかる書類）を添付してください。

(4) 就労等実績申出書

- 就労（自営業、事業主、フリーランス等）の方は直近3か月分の就労実態を記入してください。
- 看護、介護をしている方は直近3か月分の看護等の状況を就労等実績申出書に記入してください。

(5) その他証明書

- 自営業、事業主、フリーランス等の方は、仕事の内容、仕事量が証明できる書類の写しを添付してください。詳細は18ページ「2 会社経営、自営、個人事業主の方へ」をご確認ください。
- 看護、介護をしている方は、介護保険証、障害者手帳、愛の手帳の写し、診断書、ケアプランの写しなど状況がわかるものを添付してください。
- 求職活動をしている方は、就職活動を証明する書類（ハローワークカードの写し、不採用通知）など状況のわかるものを添付してください。

(6) 申出書

- ご自身でご記入ください。

(7) 在学証明書、カリキュラム等

- 在学証明書、入学許可証明書等とカリキュラム（時間割）などの状況が分かるものを添付してください。

(8) 診断書

- 区の様式による診断書を添付してください。

(9) 障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し

- 障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写しを添付してください。診断書を添付していただく場合もあります。

(10) その他

- 民間（民設民営）学童クラブと区立（公設民営）学童クラブの申請受付期間、申請書類等が異なりますのでご注意ください。
- 書類は全てペンまたはボールペンで記入してください。消せるボールペン、鉛筆の使用は不可です。間違えた場合は、二重線を引いて訂正して下さい。修正ペンは使わないでください。
- 申請に必要な書類は、学童クラブ利用開始時の状況を記載してください。
- 保護者双方それぞれの書類が必要です。事実婚、内縁、結婚予定で同居の方も含みます。
- 兄弟姉妹で申請する場合も児童1人につき利用申請書類1部ずつの提出です。
- 令和8年4月末日までに中野区へ転入予定の方は、住所を証明する書類（賃貸借契約書の写しや転居先住所が記載された郵便物等）が必要です。
- 離婚調停中の方は、離婚調停にかかる事件係属証明書、期日通知書の写し等が必要です。

2 会社経営、自営、個人事業主の方へ

ご自身が就労の証明者になる場合には、「就労証明書」「就労等実績申出書」の提出と併せて、それを客観的に証明する書類を提出していただきます。

例えば、下表のような、事業主の名前、開設している所在地などが明記された証明書の写しや、仕事の内容や時間などがわかるものです。契約の写しがない場合は、契約内容、業務時間が示されているメール等の写しを提出してください。原則、直近3か月分の証明が必要です。

仕事の種類、形態等	添付書類
飲食店を開業している	保健所等が発行している飲食店営業許可の写し及び営業時間の載っているチラシなど
美容院、理容院等を開業している	保健所等が発行している確認証の写し及び営業時間が載っているチラシなど
個人経営の医療機関や歯科医院などを開業している	保健所等が発行している開設許可証の写し及び診療時間が載っている診察券など
会社等を経営している	営業許可証の写し及び会社のチラシなど
ピアノ教室、塾などを開業している	教室の案内書など事業に関わる時間がわかるもの
事業、仕事を個人で請け負っている	契約の写し及び受注票など業務時間がわかるもの
フリーライター、執筆業、漫画家、翻訳家、研究家など	契約の写し及び執筆した書籍、記事などで、署名、日付が付記されているものなど
フリーの技術者	契約の写し及びシフト表など
Webデザイナー	受注票など、HPの場合は、個人の住所、名前が明記されているもの

3 育児休業の場合

育児休業取得中は、学童クラブは利用できません。年度途中で育児休業に入られた場合は利用辞退となります。利用の申請をする場合は、学童クラブの利用を開始する月の翌月1日までに育児休業中の職場に復帰することが条件となります。5月1日までに復職する場合は、第1期及び第2期利用申請受付期間に申請することができます。就労証明書に、復職した場合の勤務日や時間等を記入してもらいます。復職後は速やかにご利用中の学童クラブに「復職証明書」を提出してください。

4 医療的ケアが必要な児童について

学童クラブでは医療的ケアが必要な児童の受け入れを行います。学童クラブの利用及び医療的ケア事業の利用が認められた児童が対象です。医療的ケアが必要な場合は、事前に地域子ども施設調整係（03-3228-8934）までご相談ください。

（1）実施できる医療的ケア

- 口腔内、鼻腔内又は気管カニューレ内部の喀痰吸引及び排痰介助としての定時薬液の吸入
- 気管切開の管理
- 経管栄養（経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管又は腸瘻によるものに限る。）
- 皮下注射（インスリン注射に限る。）
- 血糖測定
- 導尿
- その他、中野区長が必要と認める医療行為

（2）申請に必要な書類

学童クラブ利用申請に必要な書類、

医療的ケア申請書及び同意書、

主治医の意見書（申請書類は区ホームページからダウンロードできます）

【URL】
<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshi-shinsei/kodomo/gakusyu/r6ga-kudoriyo.html>



▲区 HP

（3）医療的ケアを行う者

児童に対する医療的ケアは、実施学童クラブに配置される看護師が実施します。

（4）医療的ケア事業の利用の決定

児童の医療的ケア事業の利用の可否については、区が開催する検討委員会での検討を踏まえ決定します。医療的ケア事業の利用を決定した場合は、保護者に「学童クラブ利用承認通知書」及び「医療的ケア事業実施決定通知書」により通知します。利用決定後は、主治医が作成した医療的ケア指示書を提出して頂きます。

（5）第1期申請期間終了後に申請する場合

- 第1期申請期間終了後、医療的ケアが必要な児童の受け入れを行うのは、申請時点で学童クラブの定員に空きがある学童クラブです。
- 医療的ケアを実施する看護師の配置には4か月程度の時間を要します。医療的ケアの実施は看護師の配置が出来次第となります。
- 医療的ケアが必要な児童については、看護師の配置準備のため、入所希望の4か月前から申請を受け付けます。

VI

学童クラブ利用開始後について

1 年度途中の審査及び利用状況の確認について

- 利用開始後、利用申請時に提出した書類の内容に変更が生じた場合は、直ちに利用している学童クラブに変更届と必要な証明書類を提出してください。保護を必要とする理由に変更があった場合は、利用要件を満たすかどうかの確認を行います。利用要件に該当しなくなった場合は、その月の末日をもって利用辞退となります。
- 利用開始後に、塾に通うなどの理由で常態として週3日以上の利用がない状況が1か月以上続くなど、学童クラブの利用要件に該当しなくなった場合は、その月の末日をもって利用辞退となります。

2 離職、求職について

学童クラブ利用中に離職した場合、1か月は求職要件で学童クラブを利用できます。なお、離職した月は利用できる1か月に含みません。離職の翌月の初日から1か月になります。

3 転居や指定校の変更に伴う手続きについて

転居や指定校変更申立の結果などによって希望する学童クラブを変更する場合は、速やかに初めに申請した学童クラブにご相談ください。

4 利用辞退、利用休止、申請事項を変更するとき

学童クラブの利用を辞める場合、休止する場合、申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。届出用紙は学童クラブにあります。

申請事項（住所、勤務先、勤務状況、利用日・時間等）に変更があった時	「学童クラブ申請事項変更届」
学童クラブの利用を辞める時、休止する時 （休止届は、1日も学童クラブを利用しない月の前月末日までにご提出ください。休止は、最長2か月までです。）	「学童クラブ利用辞退・休止届」

VII

学童クラブQ & A

Q1 学童クラブの見学はできますか。

A1 開設時間内であれば見学可能です。あらかじめ学童クラブにご連絡ください。

Q2 送り迎えは必要ですか。

A2 18時までに帰宅する場合は、1人帰り・お迎えどちらも可能です。学童クラブの利用を開始する前にお子さんと一緒に経路や危険な場所がないかを確認しながら歩いてみることをお勧めします。お迎えは保護者の方をお願いいたします。保護者の方以外の方のお迎えはあらかじめ顔合わせを行ってからのお迎え可能となります。

Q3 学校から学童クラブに一人で行けるか心配です。

A3 入学後しばらくは学童クラブの職員が学校までお迎えに行きます。その期間に、安全に学童クラブに行くことができるよう職員が支援します。

Q4 指定校変更を希望していますが、その場合どの学校区の学童クラブを希望したら良いですか。

A4 希望する学校区内の学童クラブに申請していただき、指定校変更申立の結果により変更したい場合は、速やかに申請した学童クラブにご連絡ください。

Q5 保育園の就労証明書の様式を学童クラブの申請に使えますか。

A5 保育園と学童クラブでは入会審査に必要とする情報が異なりますので、学童クラブの様式をお使いください。

Q6 利用申請書は郵送で提出できますか。

A6 郵送は遠方にお住まいの方等、直接提出するのが困難な場合にのみさせていただきます。ご理解の程よろしくお願いします。

Q7 産休中・産休中は学童クラブの利用が可能ですか？

産休中は学童クラブの利用が可能です。

育休中は学童クラブの利用ができませんが、令和8年5月1日までに復帰予定であれば一括申請受付期間に申請が可能です。復職後は復職証明書を提出していただきます。

令和8年度 区立（公設民営）学童クラブ

以下の24施設は、区立（公設民営）学童クラブです。区立学童クラブの利用を希望される方は、本利用案内をお読みのうえ、必要な手続きをしてください。民間（民設民営）学童クラブも含めて、2か所以上の区内学童クラブに同時に申請することはできません。

◎キッズ・プラザ併設の学童クラブです。

◇学区は参考

No.	学童クラブ名	キッズ	定員	電話	所在地	◇学区
1	みなみの	◎	100	3381-0162	弥生町4-27-11 みなみの小学校内	みなみの
2	南 台	◎	100	3382-7399	南台3-44-9 南台小学校内	南台
3	中野第一	◎	100	3372-0011	本町3-16-1 中野第一小学校内	中野第一
4	桃 園		40	3373-0380	本町2-32-14 朝日が丘児童館内	
5	谷 戸	◎	80	3361-3772	中野1-26-1 谷戸小学校内	谷戸
6	塔 山	◎	80	3363-3578	中央1-49-1 塔山小学校内	塔山
7	中野本郷		53	3384-4449	本町4-8-16 宮の台児童館内	中野本郷
8	桃 花	◎	100	3383-5731	中央5-43-1 桃花小学校内	桃花
9	桃園第二		76	3367-8106	中野6-10-6 文園児童館内	桃園第二
10	白 桜	◎	60	5380-2710	上高田1-2-28 白桜小学校内	白桜
11	令 和	◎	100	5380-5515	新井4-19-26 令和小学校内	令和
12	新 井		30	3389-5438	新井5-4-17 新井薬師児童館内	
13	江 原	◎	60	3951-6025	江原町1-39-1 江原小学校内	江原
14	江 古 田	◎	50	3385-7955	江古田2-13-28 江古田小学校内	江古田
15	緑 野	◎	63	5345-7470	丸山1-17-1 緑野小学校内	緑野
16	平和の森		80	3387-8836	新井2-48-10 野方児童館内	平和の森
17	北 原		72	3337-9632	野方6-35-13 北原児童館内	北原
18	啓 明		80	3330-3261	大和町2-8-12 大和児童館内	啓明
19	大 和		80	3330-5399	大和町4-14-9 大和西児童館内	美鳩
20	美 鳩	◎	100	3330-5921	大和町4-26-5 美鳩小学校内	
21	鷺 の 杜	◎	100	3223-1075	鷺宮4-7-3 鷺の杜小学校内	鷺の杜
22	西 中 野		40	3339-9826	白鷺3-15-5 西中野児童館内	
23	武 蔵 台	◎	80	3970-0440	上鷺宮5-1-1 武蔵台小学校内	武蔵台
24	かみさぎ		71	3998-0074	上鷺宮3-9-19 かみさぎ児童館内	上鷺宮

令和8年度 民間（民設民営）学童クラブ

以下の18施設は、民間（民設民営）学童クラブになります。区立（公設民営）学童クラブとは、申請方法、申請期間、申請書類等が異なりますので、希望の学童クラブに確認のうえ、直接お申し込みください。

No.	学童クラブ名	定員	電話	所在地	学区(参考)
1	コンビプラザ中野南台 キッズクラブ	35	5342-1730	南台3-6-17 クリスタルコート88 2階	みなみの 南台
2	トレジャーキッズクラブ 中野新橋校	40	3375-0228	弥生町2-10-1霜田ビル2階	中野第一 中野本郷
3	にじいろ ほんごう	55	6454-1290	本町4-39-6TNビル2F	中野本郷
4	にじいろ なかの	45	6272-3290	中野6-15-8	桃園第二
5	にじいろ あいロード	35	3387-1455	新井1-35-11大橋ビル1階	令和
6	にじいろ のがた	75	5942-6002	沼袋3-13-2旧沼袋小学校内	平和の森 緑野
7	中野江原こどもクラブ	41	3950-0517	江原町2-19-5	江原
8	明日葉学童クラブ鷺宮	40	3223-8106	鷺宮4-37-14	鷺の杜、武蔵台 上鷺宮
9	にじいろ はくおう	41	3386-1301	上高田1-17-5	白桜
10	民間学童クラブ ピノキオハウス	28	5318-5405	丸山1-6-3	緑野
11	にじいろ江古田の杜	41	5942-5305	江古田3-14-1 プライムメゾン江古田の杜ウエスト2F	江古田
12	ブロッサムキッズ 中野桃園クラブ	41	6382-8510	中野3-49-21 第二中野田村ビル1・2階	桃花 平和の森
13	キッズボイス学童クラブ 新井薬師前校	40	5343-6022	新井5-27-1アールウェイ2階	令和
14	キッズボイス学童クラブ 平和の森校	30	5343-5060	新井3-16-7	平和の森
15	学童保育じゃんぷ 鷺宮クラブ	40	5848-8457	鷺宮5-24-23	武蔵台 上鷺宮
16	学童保育じゃんぷ 中野中央クラブ	33	6382-6375	中央5-40-18キャピトル丸山2階	桃花
17	ウィルキッズフィールド 中野 野方クラブ	30	5356-6651	野方5-28-5市村ビル2階	北原 啓明
18	ウィルキッズフィールド 中野 宮園クラブ	35	5358-9734	中野1-55-3フェリスビル2階	谷戸 (塔山)

中野区内の児童館、キッズ・プラザ、学童クラブ



学童クラブ以外の放課後の居場所、過ごし方

児童館、キッズ・プラザ

中野区には子どもたちの放課後の居場所として学童クラブのほかに、児童館とキッズ・プラザが設置されています。児童館やキッズ・プラザは、子どもたちを見守る大人がいて、子どもたちの体験の幅を広げる活動や事業を通して子どもたちの成長を支える場です。子どもたちが、放課後を安心して過ごす場として活用することを是非ご検討ください。

各施設の様子は
こちら動画から



【URL】
<https://www.youtube.com/watch?v=hXpaNJPHEw>

		児童館	キッズ・プラザ	学童クラブ
利用対象		0歳から18歳まで	中野区在住、在学の小学生	中野区在住で、放課後家庭で適切な保護を受けられない小学生
利用料		無料	無料	有料（月5,600円、おやつ代含む）
開設時間	月～金曜	10時～18時 （月曜を除く）※	当該小学校の授業終了時～18時	当該小学校の授業終了時～19時 民設民営は20時まで
	土曜（授業あり）	9時～17時		
	土曜（授業なし）	（月曜を除く）※	8時30分～18時	8時～19時 民設民営は20時まで
	学校休業日			
利用方法		<u>○一度帰宅してから利用</u> ○家庭での約束による自由な利用 ○施設の出入りは自由	<u>○放課後直接利用、帰宅後利用のどちらも可。</u> <u>○入退館管理システム※で、保護者は子どもの利用の有無を把握できる。</u> ○家庭での約束による自由な利用	<u>○担当の職員が、登録児童の出欠や生活面を把握し保護をする。</u> ○連絡帳で、子どもの状況や利用日時などを保護者と確認する。 ○塾や習い事などにいく時は、早退となる。
お弁当、おやつ		○お弁当やおやつはご相談に応じて食べるスペースを提供する。 （児童館によって対応は異なる。）	○おやつを食べることはできない。 ○お弁当は決められた時間に食べることができる。	<u>○おやつを提供あり。</u> ○お弁当は決められた時間に食べる。
緊急時の対応		○体調不良やけがなどは、保護者に連絡しお迎えがあるまで保護する。緊急を要する場合は、病院へ付き添うこともある。 ○災害などの場合は、子どもの安全を確保できる対応を行う。		

※ 児童館開館日時は令和7年度以降順次変更なる場合があります。区HPでご確認ください。